

平成20年4月から医療費制度が変わります



70歳以上75歳未満の人(現役並み所得者以外)の
自己負担割合が2割になります

70歳以上75歳未満の人がお医者さんにかかったときの自己負担割合は、原則1割、現役並み所得者3割となっていました。現役並み所得者以外の人については2割に引き上げられます。

平成20年3月31日まで
70歳以上75歳未満
(現役並み所得者以外) **1割**

平成20年4月1日から
70歳以上75歳未満
(現役並み所得者以外) **2割**

70歳以上75歳未満の人(一般)の
自己負担限度額が引き上げられます

医療費が高額になったときに支払う自己負担には限度額が設けられていますが、自己負担割合の変更に伴い70歳以上75歳未満の人(一般)の自己負担限度額が引き上げられます。自己負担限度額は下記のとおりとなります。

平成20年3月31日まで
70歳以上75歳未満(一般)の自己負担限度額

外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
12,000円	44,400円

平成20年4月1日から
70歳以上75歳未満(一般)の自己負担限度額

外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
24,600円	62,100円(44,400円)

過去12カ月以内に外来+入院の自己負担限度額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

療養病床入院時の「食事・居住費」負担の対象年齢が65歳以上になります

70歳以上と老人保健で医療を受ける人が療養病床に入院するとき、食費と居住費を自己負担しますが、その対象年齢が65歳以上になります。

平成20年3月31日まで 70歳以上	▶	平成20年4月1日から 65歳以上
------------------------------	---	-----------------------------



国民健康保険 被保険者証の有効期限は九月三十日まで。更新手続きをお忘れなく。

高額医療・高額介護合算制度が創設されます

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後に、両方の年間の自己負担を合算して一定の限度額（年額）を超えた場合は、超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度が創設されます。

平成20年3月31日まで

1カ月に払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合は、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養（医療）費として支給されます。また、介護保険から高額介護保険サービス費が別に支給されます。

医療保険
+
介護保険



平成20年4月1日から

医療費の自己負担額と介護保険サービスの利用料が合算できるようになります。（高額医療・高額介護合算制度）それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担を合算して高額になったときは、限度額（年額）を超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。

高額介護合算療養費の自己負担限度額（年額 / 予定）

		70歳以上 75歳未満	後期高齢者 医療	70歳未満	
—	一般	62万円	56万円	—	一般
現役並み所得者		67万円	67万円	上位所得者	126万円
低所得者		31万円	31万円	住民税 非課税世帯	34万円
低所得者		19万円	19万円		

退職者医療制度の対象年齢が65歳未満になります

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金（厚生年金など）を受けられる75歳未満の人とその被扶養者は退職者医療制度で医療を受けますが、平成20年4月からその対象年齢が65歳未満に変わります。65歳になりますと、一般の国保の加入者となります。

平成20年3月31日まで

退職者医療制度の対象年齢
75歳未満

平成20年4月1日から

退職者医療制度の対象年齢
65歳未満

40歳以上75歳未満の人を対象に、特定健診・特定保健指導が始まります

国保では平成20年度から、40歳以上75歳未満の被保険者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策を取り入れた新たな「特定健康診査（特定健診）・特定保健指導」が始まります。

「特定健診」では生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者や予備群を減少させるため対象者を把握し、「特定保健指導」でその対象者のメタボリックシンドロームの予防・改善に向けての生活改善を指導します。

「特定健診・
特定保健指導」の流れ

特定健診・保健指導の実施計画を作成
特定健診の実施
健診結果から保健指導対象者を決定
対象者に生活改善を支援する保健指導を実施
指導の結果、健康状態や医療費がどう変化したかを確認



65歳以上の人の保険税(料)の年金天引きが始まります

65歳以上の国保加入者の保険税（料）納付について、年金からの天引き（特別徴収）が始まります。ただし、年金額が年額18万円未満の場合や介護保険料の天引きにあわせた額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きは実施されません。この場合は、個別に保険税（料）を納めることになります（普通徴収）。

詳しいお問合せ先は役場住民課保険医療係まで